

こ 成 保 第 694 号
令和 6 年 7 月 11 日

公益財団法人児童育成協会理事長 殿

こども家庭庁成育局長

「企業主導型保育事業等の実施について」の一部改正について

標記事業の実施については、「企業主導型保育事業等の実施について」（令和 5 年 6 月 27 日付けこ成保第 70 号こども家庭庁成育局長通知）により行われているところであるが、今般、同通知の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、令和 6 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。

新	旧
こ 成 保 第 7 0 号 令 和 5 年 6 月 27 日 こ 成 保 第 6 9 4 号 <u>最終改正 令 和 6 年 7 月 11 日</u> 公益財団法人児童育成協会理事長 殿 こ ど も 家 庭 庁 成 育 局 長 企業主導型保育事業等の実施について 標記事業の実施については、「企業主導型保育事業等の実施について」（平成 29 年 4 月 27 日付け府子本第 370 号、雇児第 0427 第 2 号内閣府子ども・子育て本部統括官及び厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知）により行われているところであるが、同通知を廃止のうえ、標記事業の実施については、別添「企業主導型保育事業費補助金実施要綱」により行うこととし、令和 5 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。	こ 成 保 第 7 0 号 令 和 5 年 6 月 27 日 公益財団法人児童育成協会理事長 殿 こ ど も 家 庭 庁 成 育 局 長 企業主導型保育事業等の実施について 標記事業の実施については、「企業主導型保育事業等の実施について」（平成 29 年 4 月 27 日付け府子本第 370 号、雇児第 0427 第 2 号内閣府子ども・子育て本部統括官及び厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知）により行われているところであるが、同通知を廃止のうえ、標記事業の実施については、別添「企業主導型保育事業費補助金実施要綱」により行うこととし、令和 5 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。

別添 企業主導型保育事業費補助金実施要綱 第1（略） 第2 事業の内容 1（略） 2 企業主導型保育助成事業 実施機関（事業の実施主体としてこども家庭庁から決定を受けた機関をいう。以下同じ。）が行う以下の事業 （1）～（3）（略） （4）企業主導型保育事業（利用者負担額減免臨時給付費） 事業実施者に対し、企業主導型保育施設を利用する児童のうち、第3の2の（3）－2①又は②に規定する児童に係る利用者負担額の軽減に要する費用を助成する事業 第3 企業主導型保育事業の実施方法等 1（略） 2 事業の内容 （1）利用定員 ① 事業実施者は、次の区分ごとに応じて、施設の利用定員を定めるものとする。なお、事業実施者は、利用定員を超えて保育の提供を行ってはならない。 ア 従業員枠 a 自社従業員枠 事業実施者に雇用されている者の監護する児童 （具体的には、以下（i）～（v）に掲げる者に雇用されている者の監護する児童をいう。 （i）設置事業者 （ii）共同設置事業者 （iii）設置事業者が事業協同組合等の場合、加盟事業者 （iv）設置事業者の会社法上の親会社又は子会社 （v）共同設置事業者の会社法上の親会社又は子会社） b 共同利用枠 事業実施者と連携した企業（4.（2）により、施設の定員の全部又は一部を利用する契約を締結した企業をいう。）に雇用されている者の監護する児童 イ 地域枠 ア以外の児童（施設の利用定員の50%以内。） ② 事業実施者（保育事業者型事業の事業実施者を除く。）は、施設の利用定員の10%（小数点以下切り上げ。以下同じ。）以上を自社従業員枠の定員（事業実施者が複数の一般事業主から構成されている場合にあっては、施設の利用定員の10%以上を当該一般事業主のいずれかに雇用されている者の監護する児童に係る定員。）として設けなければならない。 ③ 事業実施者（保育事業者型事業の事業実施者及び1（1）③の類型による事業実施者を除く。）は、自社従業員枠に空き定員がある場合に、当該空き定員を活用して①ア a 以外の	別添 企業主導型保育事業費補助金実施要綱 第1（略） 第2 事業の内容 1（略） 2 企業主導型保育助成事業 実施機関（事業の実施主体としてこども家庭庁から決定を受けた機関をいう。以下同じ。）が行う以下の事業 （1）～（3）（略） （新設） 第3 企業主導型保育事業の実施方法等 1（略） 2 事業の内容 （1）利用定員 ① 事業実施者は、次の区分ごとに応じて、施設の利用定員を定めるものとする。なお、事業実施者は、利用定員を超えて保育の提供を行ってはならない。 ア 従業員枠 a 自社従業員枠 事業実施者に雇用されている者の監護する児童 b 共同利用枠 事業実施者と連携した企業（4.（2）により、施設の定員の全部又は一部を利用する契約を締結した企業をいう。）に雇用されている者の監護する児童 イ 地域枠 ア以外の児童（施設の利用定員の50%以内。） ② 事業実施者（保育事業者型事業の事業実施者を除く。）は、施設の利用定員の10%（小数点以下切り上げ。以下同じ。）以上を自社従業員枠の定員（事業実施者が複数の一般事業主から構成されている場合にあっては、施設の利用定員の10%以上を当該一般事業主のいずれかに雇用されている者の監護する児童に係る定員。）として設けなければならない。 ③ 事業実施者（保育事業者型事業の事業実施者及び1（1）③の類型による事業実施者を除く。）は、自社従業員枠に空き定員がある場合に、当該空き定員を活用して①ア a 以外の
--	---

の場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による市町村民税を課されない者（これに準ずる者として、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 6 条第 1 項に規定する被保護者又は児童福祉法第 6 条の 4 に規定する里親である保護者を含む。以下「市町村民税世帯非課税者」という。）である児童 イ 地域枠を利用する児童 （２）②イの認定を受けている児童のうち、その保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者が市町村民税世帯非課税者である児童 （３）－２ 企業主導型保育事業（利用者負担額減免臨時給付費）の対象児童 以下の①又は②に該当する場合を対象とする。 ① 令和 6 年 1 月初日から 9 月末日までの間、（２）の対象となる児童のうち、（３）の対象とならない児童であつて、令和 6 年能登半島地震により臨時に休園等をしたことにより、<u>保育施設を欠席した児童（当該児童に対し、当該欠席の日数に応じて、４の（４）①ウに定める利用者負担額の設定方法により利用者負担額の軽減を実施する企業主導型保育施設の利用児童に限る。）</u> ② 令和 6 年 1 月初日から 9 月末日までの間、令和 6 年能登半島地震に係る災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用市町村に在住している又は在住していた（２）の対象となる児童のうち、（３）の対象とならない児童の保護者であつて、当該保護者又は当該保護者の属する世帯の生計を主として維持する者が当該地震に伴い、子ども・子育て支援法施行令（平成 26 年政令第 213 号）第 24 条第 1 項に規定する災害その他の内閣府令で定める特別の事由と同等の事由に該当し、利用者負担額の負担が困難であると実施機関が認めた児童（当該児童に対し、４の（４）①エに定める利用者負担額の設定方法により利用者負担額の軽減を実施する企業主導型保育施設の利用児童に限る。） （４）～（６） （略） （７）認可外保育施設指導監督基準 事業実施者は、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（令和 6 年 3 月 29 日付け成保第 206 号成育局長通知）に基づき、当該施設の所在する地方公共団体が定める「認可外保育施設指導監督基準」を遵守しなければならない。 （８） （略） ３． （略） ４．実施に当たっての留意事項 （１）～（３） （略） （４）利用者負担額の設定について ① 企業主導型保育施設を利用する児童に係る利用者負担額については、次のアから<u>エ</u>に掲げる 児童ごとに設定しなければならない。 ア・イ （略） ウ 企業主導型保育事業（利用者負担額減免臨時給付費）のうち 2.（３）－２①の<u>対象児童</u> 当該児童に係る利用者負担額については、<u>企業主導型保育事業（利用者負担額減免臨時給付費のうち 2.（３）－２①）として以下の計算式に基づき算出された額が交付されることを踏まえ、アに掲げる児童に係る利用者負担額から、当該算出された額以上の額を減じた額（当該額が 0 円を下回る場合には、0 円。）を設定すること。</u> ＜計算式＞ i 週 7 日開所施設	の場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による市町村民税を課されない者（これに準ずる者として、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 6 条第 1 項に規定する被保護者又は児童福祉法第 6 条の 4 に規定する里親である保護者を含む。以下「市町村民税世帯非課税者」という。）である児童 イ 地域枠を利用する児童 （２）②イの認定を受けている児童のうち、その保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者が市町村民税世帯非課税者である児童 （新設） （４）～（８） （略） （７）認可外保育施設指導監督基準 事業実施者は、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（平成 13 年 3 月 29 日付け厚生労働省雇児発第 177 号）に基づき、当該施設の所在する地方公共団体が定める「認可外保育施設指導監督基準」を遵守しなければならない。 （８） （略） ３． （略） ４．実施に当たっての留意事項 （１）～（３） （略） （４）利用者負担額の設定について ① 企業主導型保育施設を利用する児童に係る利用者負担額については、次のアから<u>ウ</u>に掲げる 児童ごとに設定しなければならない。 ア・イ （略） （新設）
--	--

<u>別紙４に掲げた年齢区分ごとの利用者負担相当額</u> <u>×２の（３）－２①に規定する事由により欠席した日数÷30 日</u> ii <u>週 6 日開所施設</u> <u>別紙４に掲げた年齢区分ごとの利用者負担相当額</u> <u>×２の（３）－２①に規定する事由により欠席した日数÷25 日</u> iii <u>週 6 日未満開所施設</u> <u>別紙４に掲げた年齢区分ごとの利用者負担相当額</u> <u>×２の（３）－２①に規定する事由により欠席した日数÷20 日</u> ※ <u>ｉからiiiのいずれの計算式においても、アに掲げる児童に係る利用者負担額を上</u> <u>限とする。</u> ※ <u>計算式における２の（３）－２①に規定する事由により欠席した日数が i におい</u> <u>て 30 日、ii において 25 日、iii において 20 日を超える場合は、当該日数を上限と</u> <u>する。</u> エ <u>企業主導型保育事業（利用者負担額減免臨時給付費）のうち２．（３）－２②の対</u> <u>象児童</u> <u>当該児童に係る利用者負担額については、企業主導型保育事業（利用者負担額減免</u> <u>臨時給付費のうち２．（３）－２②）として利用者負担相当額が交付されることを踏</u> <u>まえ、アに掲げる児童に係る利用者負担額から、利用者負担相当額を減じた額（当該</u> <u>額が 0 円を下回る場合には、0 円。）を利用者負担額として設定すること。</u> ②～④ （略） ⑤ <u>企業主導型保育事業（利用者負担額減免臨時給付費）の助成を受ける施設においては、</u> <u>当該施設における２の（３）－２に規定する事由による利用者負担額の軽減内容につい</u> <u>て、確実に利用者に対して周知しなければならない。</u> （５）～(13) （略）	②～④ （略） （新設） （５）～(13) （略）
第 4 （略）	第 4 （略）
第 5 企業主導型保育助成事業の実施方法	第 5 企業主導型保育助成事業の実施方法
1. （略）	1. （略）
2. 実施機関の要件	2. 実施機関の要件
実施機関は、以下の全ての要件を満たす者とする。	実施機関は、以下の全ての要件を満たす者とする。
①～④ （略）	①～④ （略）
⑤ 助成事業に必要な以下の設備を用意し運用できること。以下の設備は実施機関が自ら購入せず外部のサービスを利用することでも差し支えないが、いずれの場合も国内法が適用できる範囲となるよう注意すること。	⑤ 助成事業に必要な以下の設備を用意し運用できること。以下の設備は実施機関が自ら購入せず外部のサービスを利用することでも差し支えないが、いずれの場合も国内法が適用できる範囲となるよう注意すること。
ア 企業主導型保育事業に係る通知等を公開し、過去の通知等についても参照することができるポータルサイト及びポータルサイトを運営するためのサーバー等の機器設備。	ア 企業主導型保育事業に係る通知等を公開し、過去の通知等についても参照することができるポータルサイト及びポータルサイトを運営するためのサーバー等の機器設備。
イ 企業主導型保育事業の対象となる事業実施者から整備費、運営費及び施設利用給付費の助成申請を受け付けるためのシステム等（以下「 <u>公金管理</u> システム」という。）及び <u>公金管理</u> システムを管理・運営するためのサーバー等の機器設備。	イ 企業主導型保育事業の対象となる事業実施者から整備費、運営費及び施設利用給付費の助成申請を受け付けるためのシステム等（以下「 <u>電子申請</u> システム」という。）及び <u>電子申請</u> システムを管理・運営するためのサーバー等の機器設備。
ウ ア及びイで取得する情報を蓄積するためのデータベース、データベースへの情報の入出力及び任意の加工を行うためのソフトウェア、これらを管理・運用するための機械機器等の設備。	ウ ア及びイで取得する情報を蓄積するためのデータベース、データベースへの情報の入出力及び任意の加工を行うためのソフトウェア、これらを管理・運用するための機械機器等の設備。
エ ア及びイをインターネット上で公開するためのサーバー等の機器設備、通信回線及び通信回線に接続するための機器等。	エ ア及びイをインターネット上で公開するためのサーバー等の機器設備、通信回線及び通信回線に接続するための機器等。

(アからエまでのサーバー等の機器設備は、企業主導型保育事業の申請等情報等について5年分以上の蓄積が可能であり、短時間で必要な情報が検索できる性能を有するとともに、実施要綱、助成要領等の制度改正等に併せ、様々な修正に柔軟に対応できる制度設計とすること。また、実施機関が保有することとなる申請者からの書類等には、事業実施者に関する機密情報や個人情報が含まれることに留意し、第三者によるデータコピーや持ち出し、盗み見、破壊、改ざんが行われないよう、データの暗号化や参照権限の設定等のセキュリティ対策を行うこと。さらに、助成事業の申請期間等の繁忙期にアクセスが集中してもサービス停止等の不利益が生じることのないよう処理性能、通信回線の容量等に留意するとともに、繁忙期にサービスが停止した場合でも、早急にサービスを再開することを可能とする契約を締結すること（事前にポータルサイト上で停止の予告を行うことが可能な計画的なサービス停止についてはこの限りではない。）。) 3. (略) 4. 助成金の額 企業主導型保育事業（運営費）に係る助成金の額は別紙1から別紙4まで、別紙6及び別紙8から別紙10まで、企業主導型保育事業（整備費）に係る助成金の額は別紙5及び別紙6、また企業主導型保育事業（施設利用給付費）<u>及び企業主導型保育事業（利用者負担額減免臨時給付費）</u>に係る助成金の額は別紙4の補助単価等により算定するものとする。 5. ～7. (略) 第6 (略)	(アからエまでのサーバー等の機器設備は、企業主導型保育事業の申請等情報等について5年分以上の蓄積が可能であり、短時間で必要な情報が検索できる性能を有するとともに、実施要綱、助成要領等の制度改正等に併せ、様々な修正に柔軟に対応できる制度設計とすること。また、実施機関が保有することとなる申請者からの書類等には、事業実施者に関する機密情報や個人情報が含まれることに留意し、第三者によるデータコピーや持ち出し、盗み見、破壊、改ざんが行われないよう、データの暗号化や参照権限の設定等のセキュリティ対策を行うこと。さらに、助成事業の申請期間等の繁忙期にアクセスが集中してもサービス停止等の不利益が生じることのないよう処理性能、通信回線の容量等に留意するとともに、繁忙期にサービスが停止した場合でも、早急にサービスを再開することを可能とする契約を締結すること（事前にポータルサイト上で停止の予告を行うことが可能な計画的なサービス停止についてはこの限りではない。）。) 3. (略) 4. 助成金の額 企業主導型保育事業（運営費）に係る助成金の額は別紙1から別紙4まで、別紙6及び別紙8から別紙10まで、企業主導型保育事業（整備費）に係る助成金の額は別紙5及び別紙6、また企業主導型保育事業（施設利用給付費）に係る助成金の額は別紙4の補助単価等により算定するものとする。 5. ～7. (略) 第6 (略)
---	--

(別紙 1)										(別紙 1)									
①基本分単価										①基本分単価									
(1 日 11 時間開所の事業所 (中小企業事業主 (中小企業基本法 (昭和 38 年法律第 154 号) 第 2 条第 1 項に規定する中小企業及びこれに相当するものとして実施機関が定めるものをいう。以下同じ。) が設置する事業所) の場合)										(1 日 11 時間開所の事業所 (中小企業事業主 (中小企業基本法 (昭和 38 年法律第 154 号) 第 2 条第 1 項に規定する中小企業及びこれに相当するものとして実施機関が定めるものをいう。以下同じ。) が設置する事業所) の場合)									
(単価 : 円)										(単価 : 円)									
地域区分	定員区分	年齢区分	1 日 11 時間開所、週 6 日開所の場合			1 日 11 時間開所、週 7 日開所の場合				地域区分	定員区分	年齢区分	1 日 11 時間開所、週 6 日開所の場合			1 日 11 時間開所、週 7 日開所の場合			
			保育士比率	保育士比率	保育士比率	保育士比率	保育士比率	保育士比率					保育士比率	保育士比率	保育士比率	保育士比率	保育士比率	保育士比率	
			100%	75%	50%	100%	75%	50%					100%	75%	50%	100%	75%	50%	
20/100 地域	6 人 ～12 人	4 歳以上児	<u>166,010</u>	<u>156,610</u>	<u>153,970</u>	<u>199,210</u>	<u>187,940</u>	<u>184,750</u>		20/100 地域	6 人 ～12 人	4 歳以上児	<u>160,130</u>	<u>151,450</u>	<u>148,950</u>	<u>192,160</u>	<u>181,740</u>	<u>178,730</u>	
		3 歳児	<u>175,160</u>	<u>164,610</u>	<u>160</u>														

